

旭川医科大学医学部（医学科・看護学科）一般選抜入学生の既修得単位認定に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

（令和6年9月11日教授会申合せ）

旭川医科大学医学部（医学科・看護学科）一般選抜入学生の既修得単位認定に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学医学部（医学科・看護学科）一般選抜入学生の既修得単位認定に関する申合せ（平成16年4月1日教授会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現 行
<p>旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号）第16条の規定に基づく本学入学前における大学等での修得単位（以下「既修得単位」という。）の取扱いに関しては、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 単位の認定を受けようとする者は、本学が指定した期日までに「既修得単位認定申請書」（様式第1）に当該大学等の成績証明書、シラバス等授業内容を明記したものを添付して、学長に申請するものとする。</li><li>2 既修得単位として認定できるものは、基礎教育科目及び一般基礎科目の選択科目のみとする。</li><li>3 既修得単位の認定は、教務・厚生委員会の議を経て学長が認定する。</li></ol> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>附 記</u> <u>この申合せは、令和6年9月11日から実施する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 教育効果の面から申合せを整備するもの。</p>	<p>旭川医科大学学則（平成16年旭医大達第150号）第16条の規定に基づく本学入学前における大学等での修得単位（以下「既修得単位」という。）の取扱いに関しては、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 単位の認定を受けようとする者は、本学が指定した期日までに「既修得単位認定申請書」（様式第1）に当該大学等の成績証明書、シラバス等授業内容を明記したものを添付して、学長に申請するものとする。</li><li>2 既修得単位として認定できるものは、基礎教育科目及び一般基礎科目の選択科目のみとする。<u>ただし、医学科における基礎教育科目の自然科学入門について、教務・厚生委員会が特に認めた場合は、この限りでない。</u></li><li>3 既修得単位の認定は、教務・厚生委員会の議を経て学長が認定する。</li></ol> <p style="text-align: center;">（略）</p>